

1. 國際労働公法に於て既に本案が採決され居るに依り、我が日本は此の國際條約を實施し、此の條約に資本家階級の権取を容れざることは、國際信義上の重要問題なり。
2. 我が改正工場法は本案が採決するに依り、先づ資本家の利益に策動するに結果、更に労働者の利益を損傷し、昭和四年に於て是れを、今後此の政府當局の態度を糾弾するに可なり。
3. 百餘萬の婦人幼年労働者に徹夜業を強制することは、國家社会の公長人道より見て大なる害悪なること、⁽⁴⁾第三の國民の母体たるべき婦人の身体が徹夜業によつて害はることは、國民保險の工場労働者に對して許すべからざるものであること。
4. 夜業が禁止され、或は之によつて寄宿舎制度が改廃するに依り、婦人労働者の風氣徳操を向上せしめる。
5. 日本紡織産業將來の發展の爲めに、徹夜禁止は労働者の移動を妨げ、彼等が熟練工の養成、小精工面が製造するより重大なる意義があり、労働條件にも有利となること。
6. 此の見地より、先に我組合は議會に向つて改正工場法の附則即時削除と寄宿舎の監督を政府が下し、き制度制定實施すべき請願をなしたり、と雖も其目的を達することを得なかつた。我には其目的を達する迄其運動を続けなければならぬ。

(實行方法)

- 一 本議會に向つて此の請願をなすこと、其他日本労農党と協力して積極的に其運動をなすこと、其方法は中央本部に一任す。
- 二 組合同盟所處理は爭議の際に本案に關する要求を具體化する様努力すること。
- 三 演說會、研究會、秋田紙上にて、寄宿舎制度と夜業の如何に資本家階級の権取虐待の爲めなること、此の如何かを暴露すること。
- 四 以上は中央本部に一任。

(15)

労働組合法に關する件

決議

組合同盟本部提出

本同盟は労働者の團結、罷業権が一日も早く法律上確認されんことを要望する。然るに政府は労働者の此の熱烈なる要求を裏切つて完全なる労働組合法案を再度帝國議會に提案した。是れ下ら資本家階級の利益を代表する議會は審議未了の袖に葬つたのである。我等はあらゆる機會を利用してあらゆる手段を用いて完全なる労働組合法の獲得に向つて努力す。